

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成24年中の国会状況

平成24年中には次の3国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第180回通常会	24.1.24	24.9.8	229日間
第181回臨時会	24.10.29	24.11.16	19日間
第182回特別会	24.12.26	24.12.28	3日間

2 第180回国会（通常会）の総括

(1) 会 期

今国会は、1月24日(火)に召集され、同日開会式を行った。会期は79日間延長され、9月8日(土)までの229日間となった。

(2) 施政方針演説と主な議論

1月24日(火)に開会式が行われるとともに、(衆)(参)本会議において、野田総理大臣の施政方針演説、玄葉外務大臣の外交演説、安住財務大臣の財政演説、古川国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

野田総理の施政方針演説では、大震災からの復旧・復興、原発事故との戦い、日本経済の再生を優先課題に取り組むこと、また、政治・行政改革と社会保障と税の一体改革の包括的な推進を断行する決意を表明した。

農水省関係では、「農業」は、新たな需要を生み出し、21世紀の成長産業となる大きな可能性を秘めているとし、先に策定した食と農林漁業の再生に向けた「基本方針・行動計画」を政府全体の責任で着実に実行することが表明された。

政府四演説に対する代表質問は、(衆)で26日(木)、27日(金)の2日間、(参)で27日(金)、30日(月)の2日間行われた。

農水省関係では、農業者戸別所得補償制度、TPP交渉関係、放射線汚染稲わら等関係、森林吸収源対策などについて議論が行われた。

(3) 平成23年度第4次補正予算、平成24年度予算審議

平成23年度第4次補正予算案及び平成24年度総予算案については、召集日である1月24日(火)に提出された。

ア 平成23年度第4次補正予算審議の概要

農水省関係では、持続可能な力強い農業の実現、6次産業化・成長産業化、流通効率化、森林・林業再生、水産業再生のための予算などを盛り込み総額1,630億円となった。

平成23年度第4次補正予算案は、2月8日(水)に(参)本会議において賛成多数により可決され、成立した。

イ 平成24年度本予算審議の概要

平成24年度総予算案（総額90.3兆円）は、2月9日(木)から(衆)で審議が始まった。

農水省関係では、農地集積の推進、新規就農の増大、農林漁業成長産業化ファンド（仮称）の創設、森林・林業再生や水産業再生、震災・原発事故からの農林水産業の復興など2.3兆円が盛り込まれた。

平成24年度総予算は、3月8日(木)に(衆)で可決され、(参)に送付された。4月5日(木)に(参)予算委で締め括り総括質疑・討論の後、採決され、反対多数で否決された。同日に開かれた(参)本会議で(野)が反対し反対多数（賛成110、反対129）で否決された。この本会議後に両院協議会が開催され、協議されたが成案を得られなかったことから、憲法第60条の規定により、(衆)の議決が国会の議決となり、5日(木)に平成24年度総予算は成立した。

(4) 法案審議の概要

政府提出法案は、新規提出83件、継続23件、新規提出では55件が成立（成立率66.3%）、継続法案のうち6件が成立した。

(5) 農林水産委員会

ア 農水省提出法案の審議結果

農水省からは4件（予算関連1件）の法案を提出し、農水委で審議され、再生可能エネルギー法案を除く3件が成立した。

農林漁業成長ファンド法案（予算関連法案）は、

2月7日(火)に国会に提出された。サブファンドの規定や農水大臣の関与に関する規定などを修正する(自)案が提出され、8月1日(水)に(衆)農水委に付託、提説、2日(木)に質疑・採決され可決し、同日の(衆)本会議で可決された。(参)では28日(火)に提説、質疑、採決を行い、29日(水)の(参)本会議で可決され成立となった。

競馬法案は、2月24日(金)に国会に提出され、3月21日(水)に(衆)農水委で提説を行い、3月27日(火)に質疑・採決され可決し、同日の(衆)本会議で可決された。しかし、(参)において24年度総予算の成立の際、国会が不正常化し、同法案も(参)で審議することが出来ず、6月19日(火)に(参)農水委で提説、質疑、採決を行い、翌20日(水)の(参)本会議で可決され成立となった。

国有林野法案は、3月2日(金)に国会に提出され、(参)先議で審議された。4月10日(火)に(参)農水委で提説を行い、12日(木)に(参)農水委で質疑・採決し可決され、16日(月)の(参)本会議で採決された。(衆)では17日(火)に(衆)農水委で提案理由説明を行ったが、競馬法案同様、6月まで(衆)農水委を開催することが出来なかった。正常化した後、6月20日(水)に質疑・採決を行い、同日の(衆)本会議に緊急上程し成立の運びとなった。

再生可能エネルギー法案は、2月17日(金)に国会に提出されたが、継続審議となった。

イ 議員提出法案の動き

今国会で新たに提出された議員立法2本((衆)特土法案、(衆)養蜂振興法案)と(参)農水委に付託されていた(参)鳥獣被害防止法案の3本が委員長提案で可決され、成立した。戸別所得補償制度法案の対案として提出された(衆)担い手育成法案及び(衆)多面的機能法案は、審議されることなく継続となった。

(6) 内閣改造

野田総理は6月4日(月)に内閣改造を行った。閣僚13人が留任し、内閣改造での留任人数としては歴代最多記録となった。農水大臣には郡司彰議員が就任した。また、副大臣には佐々木隆博議員が就任し、岩本司議員は留任。大臣政務官は仲野博子議員、森本哲生議員がそれぞれ留任となった。

3 第181回国会(臨時会)の総括

(1) 開会と召集と会期

今国会は、10月29日(月)に召集され、同日、開会式が行われた。会期は11月30日(金)までの33日間とな

た。しかしながら、11月16日(金)に(衆)本会議で解散となったため、会期は19日間であった。

(2) 所信表明演説と緊急質問

野田総理の所信表明演説は開会式の後、10月29日(月)に(衆)において行われたが、(参)では野田総理に対する問責決議が可決されていることから、全(野)が所信表明演説を行うための本会議の開催を拒否したため、所信表明演説は聴取されなかった。(衆)では所信表明演説に対する代表質問が31日(水)及び11月1日(木)で行われた。(参)では所信表明演説が行われなかったため、代表質問は行われなかったが、(野)は予算委の開催と代表質問の代わりに(参)本会議での緊急質問を要求。その結果、27年ぶりの緊急質問が行われた。

(3) 予算委

今国会では、予算案が提出されておらず、予算に対する審議は行われなかったが、全大臣出席の予算委を11月12日(月)、13日(火)に開催した。

(4) 法案審議

今国会では、10本の閣法が提出され、うち5本が成立。33本の継続審査となっていた閣法について、うち2本が成立となった。(衆)が解散となったことから、成立をしなかった閣法36本は全て廃案となった。農水省関連としては、180国会から継続審査となっていた再エネ法案が廃案となった。

(5) 農水委関係

今国会では、内閣改造に伴い多くの大臣が交代したことから、(野)からは(委)の冒頭所信的挨拶及びそれに対する質疑が要求されたため、(衆)農水委においても大臣が交代していないものの所信的挨拶及びそれに対する質疑を行った。しかし、(参)では(参)予算委も開催していないことから各(委)が開催されないまま、(衆)の解散となった。

4 第182回国会(特別会)の総括

(1) 特別国会の召集、開会式、会期末処理

第182回国会(特別会)は、12月26日(水)に召集され、28日(金)までの3日間の会期であった。今国会は、首班指名等を行ったのみで閉会となった。

(2) 首班指名及び組閣

12月26日(水)に(衆)本会議における首班指名では、(自)安倍晋三君が第96代内閣総理大臣に指名された。同日、組閣が行われ、農林水産大臣には林芳正議員が任命された。また、27日(木)には、江藤拓議員及び加治屋義人議員が副大臣に、長島忠美議員及び稲津久議員が大臣政務官に任命された。

第2節 新聞発表等

1 新聞発表等

農林水産行政施策等について、随時、記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、副大臣会見等
- (2) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (3) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要
- (4) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配布

2 農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援等名義の使用は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県、各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等542件の名義使用承認を行った。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

(1) 農産等6部門

第51回農林水産祭参加表彰行事（平成23年8月1日から平成24年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は278行事であり、交付した農林水産大臣賞は476点であった。

農林水産大臣賞受賞476点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：林良博氏）において行われた。

(2) むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇

杯等三賞の候補として推薦のあった8点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

2 農林水産祭式典等

(1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日（金）11時30分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約700人が出席して開催され、まず、郡司農林水産大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長林良博氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後、八木（財）日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、芝博一内閣官房副長官から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇后両陛下下拝謁及び業績説明

平成25年1月22日（火）14時30分に7部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

(3) 実りのフェスティバル

第51回実りのフェスティバルは、11月10日（土）から11日（日）の2日間、千代田区の日比谷公園にれの木広場及び第二花壇において「第3回ファーマーズ&キッズフェスタ2012」とともに開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下にご視察をいただいた。

会場の天皇杯コーナーでは、天皇杯受賞者の業績を紹介し、また、政府特別展示においては、「見て聞いて触れて体験 食・農・林・水」をテーマに、食料自給率向上の取組や農業・農村の多面的機能、ウナギの完全養殖などについて紹介したほか、「移動消費者の部屋」を設置し、食事バランス診断を行った。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、各都道府県独自の農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の農林水産業への理解を深めた。

また、38都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び14の農林水産関係団体による農林水産業・食料についての啓発展示等が行われた。

更に、「親子で買い物ゲーム」、「ポニーの乗馬の体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うた

め、10道県・1団体から提供された農林水産物を、東京都市社会福祉協議会東京善意銀行を通じて、都内の福

祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約64,000人であった。

I 平成24年度（第51回）農林水産祭天皇杯等受賞者一覧

1. 天皇杯

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農産	経営 (水稲、野菜)	石川県金沢市	小林 正治* 小林 査代子*	第41回日本農業賞
園芸	経営 (花き)	千葉県印西市	株式会社 ハルディン (代表：篠原 茂)	第41回日本農業賞
畜産	経営 (養豚)	神奈川県平塚市	株式会社 フリーデン (代表：大谷 康志)	第61回全国農業コンクール
蚕糸・ 地域特産	経営 (茶)	福岡県八女市	有限会社 グリーンワールド八女 (代表：平井 隆一郎)	第61回全国農業コンクール
林産	経営 (林業)	奈良県橿原市	岡橋 清元	全国林業経営推奨行事
水産	経営 (漁業経営改善)	長崎県対馬市	対馬真珠養殖漁業協同 組合 青年部 (代表：日高 政明)	第17回全国青年・女性漁業者 交流大会
むらづくり	むらづくり活動	岩手県二戸市	浄門の里づくり協議会 (代表：佐藤 勤悦)	第34回豊かなむらづくり全国 表彰事業

2. 内閣総理大臣賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農産	経営 (そば他)	栃木県芳賀郡益子町	鈴木 幸一* 鈴木 茂子*	第61回全国農業コンクール
園芸	経営 (りんご)	岩手県紫波郡紫波町	JAいわて中央りんご部会 (代表：藤島 伸一)	第41回日本農業賞
畜産	経営 (酪農)	北海道虻田郡洞爺湖町	しおのや 孝二	全国酪農青年女性酪農発表大会
蚕糸・ 地域特産	産物 (茶)	鹿児島県霧島市	ありむら 幸二	第65回全国茶品協会
林産	産物 (わさび)	静岡県御殿場市	田代 耕一	第26回全国わさび品評会
水産	生活 (地域活性化)	愛媛県宇和島市	遊子漁業協同組合 女性部 (代表：山内 満子)	第17回全国青年・女性漁業者 交流大会
むらづくり	むらづくり活動	静岡県掛川市	NPO法人 とうもんの会 (代表：名倉 光子)	第34回豊かなむらづくり全国 表彰事業

3. 日本農林漁業振興会会長賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農産	経営 (大麦、大豆他)	島根県浜田市	有限会社 やさか共同農場 (代表：佐藤 隆)	第61回全国農業コンクール
園芸	経営 (いちご)	栃木県真岡市	いちき しげる 一木 茂	第5回(平成23年度)栃木県 元気な農業コンクール
畜産	経営 (肉用牛)	富山県富山市	むらた かつみ 村田 勝己	第71回中日農業賞
蚕糸・ 地域特産	技術・ほ場 (こんにやく)	群馬県利根郡昭和村	はやし しんいち 林 新一	第38回群馬県こんにやく立毛 共進会
林産	技術・ほ場 (苗ほ)	宮崎県小林市	ききぬき かおる 木佐貫 薫	平成23年度全国山林苗畑品評 会
水産	産物 (水産加工品)	高知県須崎市	株式会社 けんかま (代表：市川 賢三)	第64回全国蒲鉾品評会
むらづくり	むらづくり活動	鹿児島県西之表市	げんなこうく 現和校区 (代表：古川 正一)	第34回豊かなむらづくり全国 表彰事業

(注) 氏名等の欄に*を付したものは、夫婦連名で表彰するものである。

II 農林水産祭むらづくり部門(第34回豊かなむらづくり全国表彰事業) 農林水産大臣賞受賞者団体

No.	ブロック	農林水産大臣賞受賞者名	所在地	天皇杯等三賞
1	東北ブロック	○浄門の里づくり協議会	岩手県二戸市	天皇杯
2		三又集落	秋田県横手市	
3		東沢地区協働のまちづくり推進会議	山形県東置賜郡川西町	
4	関東ブロック	絹ふれあいの郷交流推進組合	栃木県小山市	
5		金沢たたらを愛する会	埼玉県秩父郡皆野町	
6		○NPO法人 とうもんの会	静岡県掛川市	内閣総理大臣賞
7	北陸ブロック	○仙田地区開発振興協議会	新潟県十日町市	
8	東海ブロック	○田光資源と環境を守る会	三重県三重郡菰野町	
9	近畿ブロック	農事組合法人すごいええのう鮎河	滋賀県甲賀市	
10		○古屋地区	京都府綾部市	
11	中国四国ブロック	福栄里づくり協議会	香川県東かがわ市	
12		○田滝集落	愛媛県西条市	
13	九州ブロック	特定非営利活動法人おちかアイランド ツーリズム協会	長崎県北松浦郡小値賀町	
14		東門寺集落	熊本県熊本市	
15		○現和校区	鹿児島県西之表市	日本農林漁業振興会会長賞
16	北海道・沖縄 ブロック	国際トラクターBANBA実行委員会	北海道河西郡更別村	

(注) ○印は各ブロックの最優良事例である。

第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1 春秋叙勲

ア 平成24年4月29日（91名）

旭日中綬章（2名）

旭日小綬章（4名）

旭日双光章（20名）

旭日単光章（31名）

瑞宝中綬章（6名）

瑞宝小綬章（18名）

瑞宝単光章（10名）

イ 平成24年11月3日（102名）

旭日中綬章（1名）

旭日小綬章（6名）

旭日双光章（39名）

旭日単光章（25名）

瑞宝中綬章（10名）

瑞宝小綬章（15名）

瑞宝単光章（6名）

2 春秋褒章

ア 平成24年4月29日（47名）

黄綬褒章（18名）

藍綬褒章（29名）

イ 平成24年11月3日（36名）

黄綬褒章（23名）

藍綬褒章（13名）

第5節 検査

1 検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の系統組織、農林漁業信用保証団体、農業・漁業共済団体、漁船保険団体、土地改良区、中央卸売市場の卸売業者、商品先物取引業者等の農林漁業に係る被検査団体は、農林水産物の生産・流通や農林漁業者の生活の向上等の面で大きな役割を果たしており、農林漁業が持続的に発展していくためには、これら検査対象団体の健全な経営・運営を確保することが不可欠である。

このため、行政検査においては、これら検査対象団体に対して法令に基づく立入検査を実施し、経営、業務運営等が適切に行われているかを検証し、問題があればそれを指摘して改善取組の促進を図ることにより、利用者、組合員等の利便性の確保につなげることとしている。

また、検査に当たっては、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の観点を、全ての検査対象団体に共通する視点として検証を行っている。

さらに、信用事業を行う農漁協系統組織の一部について、金融庁との共同検査又は3者要請検査（単位農業協同組合を所管する都道府県の要請を受けて、都道府県及び金融庁と共同で行う検査）を実施し、商品先物取引業者等について、経済産業省との合同検査を実施するなど、関係省庁と連携を図っているところである。

このように、検証の視点を明確にするとともに、指導部局とも緊密に連携しつつ、検査対象団体の経営の健全性や業務運営の適正性の確保に資する検査を実施している。

2 平成24年度の検査方針

平成24年度の検査は、次のような方針により、効率的かつ効果的に実施した。

ア 検査周期

原則として1～5年に1回の検査周期で、過去の検査結果、その他被検査団体に対する検査計画、検査担当職員の体制等の諸事情を考慮しつつ（協同組合系統組織及び農業・漁業共済団体については、毎年1回の検査を常例としつつ、当該諸事情を考慮した上で）、実施する。

なお、東日本大震災の被災地域に所在する被検査団体については、受検体制の整備状況を勘案し、検査周期等について特段の配慮を払う。

イ 検査実施に当たっての留意事項

検査に当たっては、以下の事項に留意する。

(ア) 被検査団体ごとのリスクカテゴリーに応じたガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点の検証の重点化、被検査団体との双方向の議論の実施

(イ) 法令等遵守態勢の確立、不正・不祥事件の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施

(ウ) 会計基準の明確化、経営環境の悪化、被検査団

体に影響を与える他施策の推進等の社会情勢や経済情勢の変化に対応した検査の実施

(エ) 社会的影響の大きい被検査団体、事業運営面で改善の必要性が高いと認められる団体等に対する重点的な検査の実施

(オ) 都道府県からの要請・連携検査の実施要請は最大限受け入れ（特に農協系統組織の信用事業実施組合にかかる3者要請検査については優先的に実施）

ウ 検査重点項目

検査に当たっては、以下を重点項目とする。

(ア) 経営管理態勢（又は業務運営態勢）の整備状況の検証

(イ) 法令等遵守態勢の整備状況の検証

(ウ) 利用者保護等管理態勢の整備状況の検証

(エ) 財務管理態勢（資産管理態勢）の整備状況の検証

3 検査体制の強化等

検査方針に則して的確な立入検査を実施するため、地方農政局を中心に検査体制の強化を図るとともに、検査担当職員、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより、検査技術等の向上に努めた。

ア 検査従事者の人員（24年度末）

本省 124人（23年度末125人）

地方農政局 87人（23年度末 92人）

（沖縄総合事務局2名を含む。）

イ 研修実績

(ア) 検査職員合同研修

初任者研修（基礎共通コース）2回
各5日間 196名

資産査定研修 4日間 78名

中堅総合研修 4日間 66名

アップ・トゥ・デイト研修 3日間 46名

初任者研修（発展コース）5日間 105名

金融商品・会計研修 5日間 39名

土地改良区等検査職員研修 5日間 53名

農業共済組合等検査職員研修 4日間 46名

(イ) 検査能力養成研修

事前研修Ⅰ 5日間 10名

事前研修Ⅱ 1日間 26名

インターン研修 3日間 18名

(ウ) 通信教育

簿記2級コース 4ヶ月間 1名

簿記3級コース 3ヶ月間 5名

宅地建物取引主任者コース 6ヶ月間 3名

信用事業基本コース	3ヶ月間	7名
融資コース	5ヶ月間	11名
財務基礎コース	5ヶ月間	4名
JAバンク信用事業管理者コース	3ヶ月間	16名

(エ) 検査部内研修

資産査定実務研修	43名
検査結果とりまとめ表作成研修	47名
震災対応研修	45名
検査報告書、二段表作成研修	85名
検査評定制度研修	80名

4 検査の実績等

24年度の立入検査における主な指摘事項はア～オに掲げるとおりであり、検査実績は表のとおりである。

ア 経営管理態勢面での問題点

イ 法令等遵守態勢面での問題点

ウ 利用者保護等管理態勢面での問題点

エ 財務管理態勢（資産管理態勢）面での問題点

オ 事務リスク管理態勢面での問題点

表 検査実績

	対象 機関数	検査実施数		延日数	延人 日数
			うち農政 局実施		
農業協同組合連 合会等	176	51	45	679	4,147
(2者要請検査)	-	13	13	162	905
(3者要請検査)	-	21	20	276	1,404
森林組合連合会	47	15	-	203	751
水産業協同組合 連合会等	87	36	-	495	2,269
農業信用基金協 会	47	18	17	167	572
漁業信用基金協 会	42	14	-	86	217
農業共済組合連 合会	41	20	-	180	583
漁業共済組合等	21	6	-	89	254
漁船保険組合等	46	10	-	81	195
土地改良区等	5,068	91	75	589	1,696
中央卸売市場卸 売業者等	194	55	43	451	1,413
商品先物取引業 者等	77	11	1	155	1,103
合計	5,846	327	181	3,175	13,200
(要請検査合計)	-	34	33	438	2,309

- ※1 要請検査は、都道府県からの要請を受けて行う検査であるため、外数としている。また、対象機関数は集計していない。
- ※2 土地改良区等の対象機関数は、都道府県による検査実施対象の土地改良区等（都道府県の区域以下の土地改良区等で、国直轄及び国営事業等関連のもの以外のもの）を含む。なお、連合会、国直轄及び国営事業等関連の土地改良区等の対象機関数は767、検査実施数は84であり、それぞれ上表の数字の内数である。
- ※3 上記のほか、連携検査等8件がある。

第6節 情報の受発信

1 ホームページ等

ホームページ、メールマガジン及びフェイスブックについては、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、利用者の立場で分かりやすいコンテンツ作成に努めるとともに、更なる利便性の向上に資するため、5月1日にトップページに「その他新着・更新情報」を設置し、ホームページ上に新たに掲載した情報や更新した情報がリンク設定により表示できるようにした。

なお、平成24年度の省のホームページにおけるトップページアクセス件数は、618万件であった。（参考：平成23年度トップページアクセス件数、724万件）

農林水産省が発行しているメールマガジンのうち、「農林水産省メールマガジン」は、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、主として毎週金曜日に合計52回発行した。平成24年度末において、農林水産省発行のメールマガジンは55誌、読者は述べ22万5千人となった。（参考：平成23年度末時点の発行数は50誌、読者は述べ21万2千人）

上記の取り組みに加え、ホームページ等への誘導を図るため、インターネットを中心とした新メディアの活用について検討し、これまで農林水産業等に関心のなかった層に対する訴求を目的として、10月22日にフェイスブック運営を開始した。以後、週に3回（月曜、水曜、金曜）の頻度で記事を投稿し、主に農山漁村の風景や作業風景などを紹介している。なお、3月1日時点で「いいね！」ボタンを押し記事を講読している「ファン」の数は2,530名であった。

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「aff（あふ）」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を消費者として、農林水産業における先駆的な取り組みや農山漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月20,000部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布するとともに、毎月省のホームページにも掲載した。

また、誌面内容の企画、改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

なお、前年度までに比べ、大幅に予算が削減されたことから、ページ数を36ページから24ページに見直した。

前年度に引き続き、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興に向けた具体的取組事例を連載した。

(2) 農林水産省年報

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの農林水産省の取組、農林水産省施策を取りまとめた、農林水産省年報23年度版を発行し、ホームページにも掲載した。

(3) 省内報

省内コミュニケーションの活性化、ビジョンステートメントの浸透・実行の円滑化、個人としての人間力の向上等を目的として、省内報「まふのわ」を発行。今年度は、長期間の育児休暇を取得した男性職員のインタビュー等を掲載した。

（平成20年5月19日創刊、平成24年度は3号発行）

(4) 子ども霞が関見学デー

「子ども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めることを目的として、平成12年度から毎年度開催している。

平成24年度は、8月8日、9日に開催し、2日間の来場者数（引率者含む）は3,320人であった。

平成24年度の特徴的な取り組みとして、「玄関受付」及び「大臣室・記者会見室見学イベント」について、各部局庁及び大臣官房各課から運営スタッフの協力を得て実施したほか、来場者アンケートを実施した。

3 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、国民からの理解と協力を得ることを目的として、

各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成24年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

(1) ラ ジ オ

「中山秀征のジャパリズム」

エフエム東京毎週土曜日9：30～9：50他37局

(生活の様々な話題について、パーソナリティーが毎回のテーマに合わせたゲストとともに分かりやすく紹介)

○「国民参加の森（もり）づくり」の推進について等5件

(2) 新聞広告

「記事下広告」及び「突き出し広告」

○食品中の放射性物質の新たな基準

(3) 政府広報室ホームページ

「政府広報オンライン」お役立ち情報

○食品の放射線基準値等4件

(4) 政府インターネットテレビ

「徳光&木佐の知りたいニッポン！」

(ゲストを招き、各種の話題や取組を分かりやすく紹介)

○農業を始めたい方を応援します！～新たな支援策で就農をサポート～等3件

(5) 音声広報CD

「明日への声」

(政府の施策等を、分かりやすい内容にまとめてCDに収録したもので、点字図書館等へ配布。)

○食品ロスの削減に向けて

第7節 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策の推進については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」(平成23年4月21日情報セキュリティ政策会議決定。)に基づき、農林水産省における情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図るため、体制の強化等を行った。

第8節 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政

府は、「平成24年度食料・農業・農村の動向」及び「平成25年度食料・農業・農村施策」を平成25年6月11日に閣議決定し、同日付けで第183回国会に提出した。

近年の食料・農業・農村をめぐる状況や今後の課題について、データ、図表、事例等を交えつつ記述することで、食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを狙いとして作成した。

全体の構成としては、冒頭に、政府の最重要課題の一つである東日本大震災からの復旧・復興への足取りを記述した。また、米、畜産物、野菜等の生産の側面について、品目ごとの生産動向や経営状況等を記述しているほか、消費の側面について、高齢化や女性の社会進出等に伴う食料消費構造の変化等について記述した。具体的には、第1章「東日本大震災からの復興～復興への歩み～」、第2章「食料の安定供給の確保に向けた取組」、第3章「農業の持続的な発展に向けた取組」、第4章「地域資源を活かした農村の振興・活性化」として、以下の点に力点を置いて記述した。

第1章：地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組

第2章：世界の食料需給と総合的な食料安全保障の確立、我が国の食料自給率の動向、食料消費の動向と食育の推進、食品産業の動向、食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

第3章：農業の構造改革の推進、人と農地の問題を解決する取組等、農業生産基盤の整備・保全、農業産出額と農業所得等の動向、主要農畜産物の生産等の動向、農業の高付加価値化等の推進、研究・技術開発の推進、環境保全を重視した農業生産の推進、農業を支える農業関連団体

第4章：農村の現状と農村を取り巻く課題、農業・農村の持つ多面的機能の発揮、地域資源を活かした農村の振興・活性化、都市農業の保全と振興

第9節 食料の安定供給の確保

1 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的に低下傾向で推移し、平成24年度は前年度と同率の39%となった。

一方、生産額ベースにおいても昭和40年度の86%から長期的に低下傾向で推移し、平成24年度は前年度か

ら1ポイント増加し68%となった。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年は減少傾向にある。平成24年度は、2,430kcal（対前年度8kcal減）となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、昭和35年度にはP：12.2%、F：11.4%、C：76.4%であった。その後、急速に脂質の割合が増加したが、ここ数年は健康志向の高まり等から減少傾向にある。平成24年度は、P：13.1%（対前年度0.1ポイント増）、F：28.7%（同0.1ポイント増）、C：58.2%（同0.2ポイント減）となった。

なお、平成24年度の品目別の消費量（国民1人・1日当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、野菜、果物、牛乳・乳製品等が増加し、米、大豆等が減少した。

(3) 食料自給率向上のための取組

平成22年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、平成32年度にカロリーベースで50%、生産額ベースで70%という食料自給率目標を設定したが、この目標達成のためには、生産面での取組のみならず、消費面での取組が大切であり、国民が食料自給率の向上の重要性を認識し、考え、行動を起こすことが不可欠である。

このような取組を推進するために、平成20年10月に関係者が一体となって立ち上げた食料自給率向上に向けた「フード・アクション・ニッポン」の中で、実際の国産農林水産物・食品の消費拡大につなげるために、政府の広報と連携して民間事業者独自の販売促進活動等を行っていただく取組を実施した。また、この一環として、米粉の認知拡大を図り、消費量の増大及び食料自給率向上につなげることを目的に平成21年10月に立ち上げた米粉倶楽部において、政府の米粉キャンペーンと連動して民間事業者（米粉倶楽部員）による米粉販売促進フェアを開催していただく取組を行った。これらの取組の結果、フード・アクション・ニッポンの趣旨に賛同し具体的な取組を進める企業・団体等（推進パートナー）は平成24年度末で7,122社（う

ち1,258社は米粉倶楽部にも参加）と着実に増加している。

表2 食料自給率等

(平成24年度)

供給熱量ベースの総合食料自給率(%)	39	国産熱量 942kcal 供給熱量 2,430kcal
生産額ベースの総合食料自給率(%)	68	食料の国内生産額 9.9兆円 食料の国内消費仕向額 14.6兆円
飼料自給率(%)	26	

PFC供給熱量比率(%)	
P(たんぱく質)	13.1
F(脂質)	28.7
C(糖質)	58.2

	品目別自給率(%)	国民1人・1年当たり供給純食料(kg)
米	96	56.3
小麦	12	32.9
大豆	8	6.1
野菜	78	93.2
果実	38	38.1
肉類	55 (8)	30.0
鶏卵	95 (11)	16.7
牛乳・乳製品	65 (27)	89.5
魚介類	53	28.4

※()内は飼料自給率を考慮した値。

2 総合的な食料安全保障

不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、平成14年に「不測時の食料安全保障マニュアル」を策定し、これを東日本大震災の教訓を将来に生かす観点から、平成24年9月に見直した。

具体的には、局地的・突発的な緊急事態の発生により、食料が地域的に偏在し、又は一時的に供給がストップする事態に対応するため、同マニュアルに「局地的・短期的事態編」を追加するとともに、食料の安定供給に影響を与える可能性のある不安要因（リスク）の洗い出しの検証や、国際的な連携等の新たな取組を加え、同マニュアルを「緊急事態食料安全保障指針」として再編した。

3 食料需給等の動向と見直し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート (Monthly Report)」を毎月公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しを定量的に予測・分析した「2022年における世界の食料需給見通し」を平成25年3月8日に公表した。さらに、これらの分析に我が国の農産物貿易の動向などを加え、総合的に分析した「海外食料需給レポート2012 (年報)」を平成25年9月4日に公表した。

4 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

農地等の除染技術の開発等を行うとともに、安全な食品を安定的に供給することを最優先として、農作物への放射性物質の吸収抑制対策や放射性物質の検査体制整備等に取り組んだ。併せて、風評被害対策として、被災地産食品の利用・販売の促進等の取組を実施した。

なお、農林漁業者等に対する損害については、関係県や団体、東京電力が出席する「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を平成24年度中に3回開催するなど、東京電力による適切かつ速やかな賠償が実施されるよう働きかけを実施した。

第10節 環境政策の推進

1 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。我が国においても、一部の農作物で高温障害等の発生が問題となっていることから、地球温暖化防止策と合わせて、適応策についても推進する必要がある。

さらに、世界全体での地球温暖化対策の推進に資するためには、我が国の農林水産技術を活用し、国際協力を図る必要がある。

このため、農林水産省では、平成20年7月に改定を行った「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、

- ① 地球温暖化防止策 (森林吸収源対策や農林水産

分野の排出削減対策等)

- ② 地球温暖化適応策 (品種の開発や栽培体系の見直し等)

- ③ 農林水産分野での国際協力 (地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力) に取り組んでいるところである。

また、平成24年11月から12月にかけては、気候変動枠組条約第18回締約国会合 (COP18) がカタル国のドーハで開催され、新たな国際枠組みの構築等に関することが決定された。

我が国では、日本経済再生本部における総理指示を受け、平成25年3月に地球温暖化対策推進本部が「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定し、国連気候変動枠組条約19回締約国会議 (COP19) までに温室効果ガス25%削減目標をゼロベースで見直すこととされた。また、その実現のための「地球温暖化対策計画」を策定することとされた。

なお、これらの検討の一環として、京都議定書目標達成計画の実施状況の点検を行うため、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会の地球環境小委員会を合同で開催した。

また、地球温暖化防止策の1つである「CO₂の見える化」に関しては、農産物の生産工程から排出される温室効果ガスについて、排出量を算定できる簡易ツールを拡充した。

さらに、毎年国際的に報告している温室効果ガス排出量のうちの一部について、これまで既存の国際基準の排出係数を用いて算定していたが、新たに実測・分析調査を行い、精緻な排出係数を策定した。

一方、国内クレジット制度やオフセット・クレジット (J-VER) 制度が平成24年度をもって終了することから、経済産業省、環境省と連携して、「新たなクレジット制度のあり方検討会」を開催し、制度の方向性についてとりまとめるとともに、平成25年3月に「新しいクレジット制度準備委員会」を設置し、制度文書等の具体的な検討を行った。

2 農林水産分野における生物多様性保全の推進

生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) (平成22年10月) において「戦略計画2011-2020・愛知目標」等の決議が採択されたこと等を受けて改定した「農林水産省生物多様性戦略」(平成24年2月) に基づき、生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業を総合的に推進した。

平成24年9月には「農林水産省生物多様性戦略」の

内容を反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、「戦略計画2011-2020・愛知目標」の達成に向けた我が国の目標として、「2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。」など、農林水産業に関する目標が設定された。

また、平成24年10月には生物多様性条約第11回締約国会議が開催され、今後も条約の目的や「戦略計画2011-2020・愛知目標」の達成に向けて、生物多様性に関連する他の条約や関係機関とも協力して、取組を強化していくことが合意された。

さらに、COP10で採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の締結や、カルタヘナ議定書第5回締約国会議（平成22年10月）で採択された遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の「責任及び救済」に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の締結に向けて国内制度等の検討を行った。

また、ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）第10回締約国会議（平成20年10～11月開催）にて採択された、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割に注目した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」（いわゆる「水田決議」）を踏まえ、生物多様性向上への水田の役割の周知等を推進した。

3 東日本大震災の発生に伴う除染・廃棄物対策

(1) 放射性物質汚染への対応

平成24年1月1日に全面施行した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」及び同法の基本方針に基づき、汚染廃棄物の処理や除染については環境省を中心とした取組が実施されており、農林水産省としても、高濃度に汚染された農林業系廃棄物の現地での一時保管の推進や除染の実証事業、研究開発を実施するほか、不足する仮置場等設置のための国有林野の提供要請に応じるなど積極的に協力してきた。

国が直接除染を実施する除染特別地域については、各市町村の意見を聴きつつ、富岡町及び双葉町を除く9市町村で平成24年度内に除染実施計画が策定され、本格除染の取組が進められた。また、「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指

針について」（平成24年4月）や農地除染に関する「農地除染対策の技術書」（同8月）を取りまとめ、公表するなど、効果的・効率的な除染実施に向けた情報や知見の共有に努めた。

平成25年1月に発足した復興庁と環境省を中心とした除染・復興加速のためのタスクフォースのもと、除染と復興関連政策目的の同時達成を加速させるための具体的方策として、除染の新技术の利用拡大や農地の除染と農業生産性向上の同時達成等の検討に参画するとともに、汚染廃棄物処理や除染についても引き続き関係機関と連携して取り組んでいくこととした。

(2) 災害廃棄物への対応

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理を進めるため、政府一丸となって取り組む必要があることから、前年度に引き続き、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合が、平成24年4月17日、6月29日、8月7日及び10月19日に開催された。

同会合において、災害廃棄物の再生利用に関しては、農林水産省、国土交通省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合落札方式において加点評価する取組を行うことが決定され、平成24年7月以降の公示手続きを開始する工事から選定し実施した。

第11節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命としており、政策上の重要課題や政策展開の方向に対応して、的確かつ効率的に政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、平成19年度に正式導入した領域・チーム制のもとで、平成24年度においても引き続き、行政部局と連携をとりつつ研究を推進した。また、平成21年度から開始した大学等外部に公募する委託研究のスキームを引き続き実施した。

2 主要政策研究実施課題

(1) プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

ア 農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する研究（平成23～25年度）

- イ 消費者ニーズの変化に対応した強固な食料サプライチェーンの構築に関する研究（平成22～24年度）
- ウ 被災地域の復興過程の分析による農山漁村の維持・再生に関する研究（平成24～26年度）
- エ 我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究（平成22～24年度）

(2) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策研究を実施した。

- ア 世界の主要国・地域の農業、貿易を巡る事情、政策等に関する研究
- イ 農業・農村の持つこれまで定量化されていない価値・機能の評価手法の開発等に関する研究

(3) 所内プロジェクト研究

東日本大震災に対応して震災復興等に関連する課題に取り組むこととし、以下の政策研究を実施した。

- ア 各プロジェクト研究と連携した東日本大震災からの復興対応等の観点からの各種課題に関する研究

(4) 農林水産政策科学研究委託事業（委託研究）

外部の研究者の幅広い知見を活用して行う研究として以下のテーマで公募、採択して実施した。

- ア 農林水産業・農山漁村の安らぎ、癒し、健康の維持増進、伝統文化の維持継承等の機能が地域に与える効果を評価する手法とその機能の発揮を進めるための体系的な政策展開の方法に関する研究
- イ 消費者重視など社会的責任の観点から見た食品事業者の行動の分析・検証並びに当該行動の透明性向上及び評価の適正化に関する研究
- ウ 農産物・食品の有する多様な機能・効用を効果的に発揮し需要を喚起する、医食農の連携等を通じた新たな生産・流通・消費システムを構築するための体系的な政策展開の方法に関する研究
- エ 独創的な農文化システムが維持されている地域を、文化、景観、生物多様性等の多角的な側面から総合的に評価する手法の開発とこれらの維持・保全等を推進するための方策に関する研究

3 研究交流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成24年度は、総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）及び個別特定分野ごとの客員研究員として16名を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。さらに、政策研究機関としての現場主義の徹底に向け、4名の

地方在住者を客員研究員（地域）として任命し、定点観測やフォローアップ調査等を依頼した。

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。平成24年度の主な取組は以下のとおり。

- ア 中国浙江大学より研究者を招へいし、セミナー「中国の三農問題と飼料需給問題」を行った。（平成24年8月）
- イ OECD貿易・市場課より研究者を招へいし、セミナー「農産物の国際市場の発展と今後の方向：食料の安定供給に関する含意」を開催した。（平成24年12月）
- ウ タイ国カセサート大学及びマレーシア農業開発研究所より研究者を招へいし、ミニシンポジウム「ASEAN経済の統合深化と農業・農業政策の変化」を開催した。（平成25年3月）

4 研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1) 機関誌等

- ア 農林水産政策研究所レビュー
所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌としてNo.47（平成24年5月発行）～No.52（平成25年3月発行）を刊行した。
- イ 農林水産政策研究

研究成果の原著論文として論文、研究ノート、調査・資料、書評を掲載する学術的資料として不定期に刊行する。本年度は第19号（平成24年7月発行）と第20号（平成25年3月発行）を刊行した。

(2) 研究資料

研究実施課題に沿い実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

- ア 行政対応特別研究〔地理的表示〕研究資料
（平成24年6月発行）地理的表示の保護制度について－EUの地理的表示保護制度と我が国への制度の導入－研究報告書
- イ 行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料
第3号（平成24年3月発行）平成23年度カンントリーレポート 米国、カナダ、ロシア及び大規模災害対策（チェルノブイリ、ハリケーン・カトリナ、台湾・大規模水害）
第4号（平成24年3月発行）平成23年度カンントリーレポート EU、韓国、中国、ブラジル、オー

ストラリア

第1号（平成25年3月発行）平成24年度カントリーレポート 中国、タイ

第2号（平成25年3月発行）平成24年度カントリーレポート ロシア、インド

ウ プロジェクト研究〔構造分析プロ（欧米韓）〕研究資料

第2号（平成24年3月発行）平成23年度欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策（その2）

第1号（平成25年3月発行）平成24年度欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策

エ 農村活性化プロジェクト研究資料

第5号（平成24年10月発行）農業分野における障害者就労と農村活性化－障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について－

オ 構造分析プロジェクト研究資料

【実態分析】第1号（平成24年10月発行）水田地帯における地域農業の担い手と構造変化－富山県及び佐賀県を事例として－

【実態分析】第2号（平成24年10月発行）農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成と再編－客員研究員による各地域の現状分析－

【統計分析】第3号（平成25年2月発行）集落営農展開下の農業構造－2010年農業センサス分析－

カ 震災対応特別プロジェクト研究資料

第1号（平成24年9月発行）過去の復興事例等の分析による東日本大震災復興への示唆～農漁業の再編と集落コミュニティの再生に向けて～

キ 行政対応特別研究研究資料

（平成25年3月発行）平成23年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究研究報告書